

大学学部ごとに4段階評価

教育・学習の質向上に向けた「新たな評価」制度案

文部科学省は6月3日に開催された中央教育審議会の部会に、教育・学習の質向上に向けた「新たな評価」制度に関する議論のまとめを示した。

(次頁に「新たな評価」制度概略)

文科省は、国公私立大学の学部ごとに教育の質を評価する「新たな評価」制度の導入を目指して議論を進めている。大学などの高等教育機関は文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが義務付けられている。国立大学は国立大学法人法にもとづき、6年に1回のサイクルで「国立大学法人評価」が行われ、国公私立の大学(短大や高専含む)は学校教育法にもとづき、7年に1回の頻度で「機関別認証評価」が行われている。

一方、急速な少子化を踏まえ、中教審は昨年2月、「知の総和」答申を取りまとめた。認証評価制度については制度導入から20年以上が経ち、内部質保証システムの導入が進んでいるものの、社会の変化やニーズに対応した制度改善も求められているとし、「新たな評価」制度へ転換するよう明記されていた。「新たな評価」制度案については、中教審の質向上・質保証システム部会の下に設置されたワーキンググループ(WG)が議論の中心を担い、今回、これまでの議論のまとめを行った。WG主査の森朋子桐蔭横浜大学長は



ハイブリッド形式で開かれた中教審部会

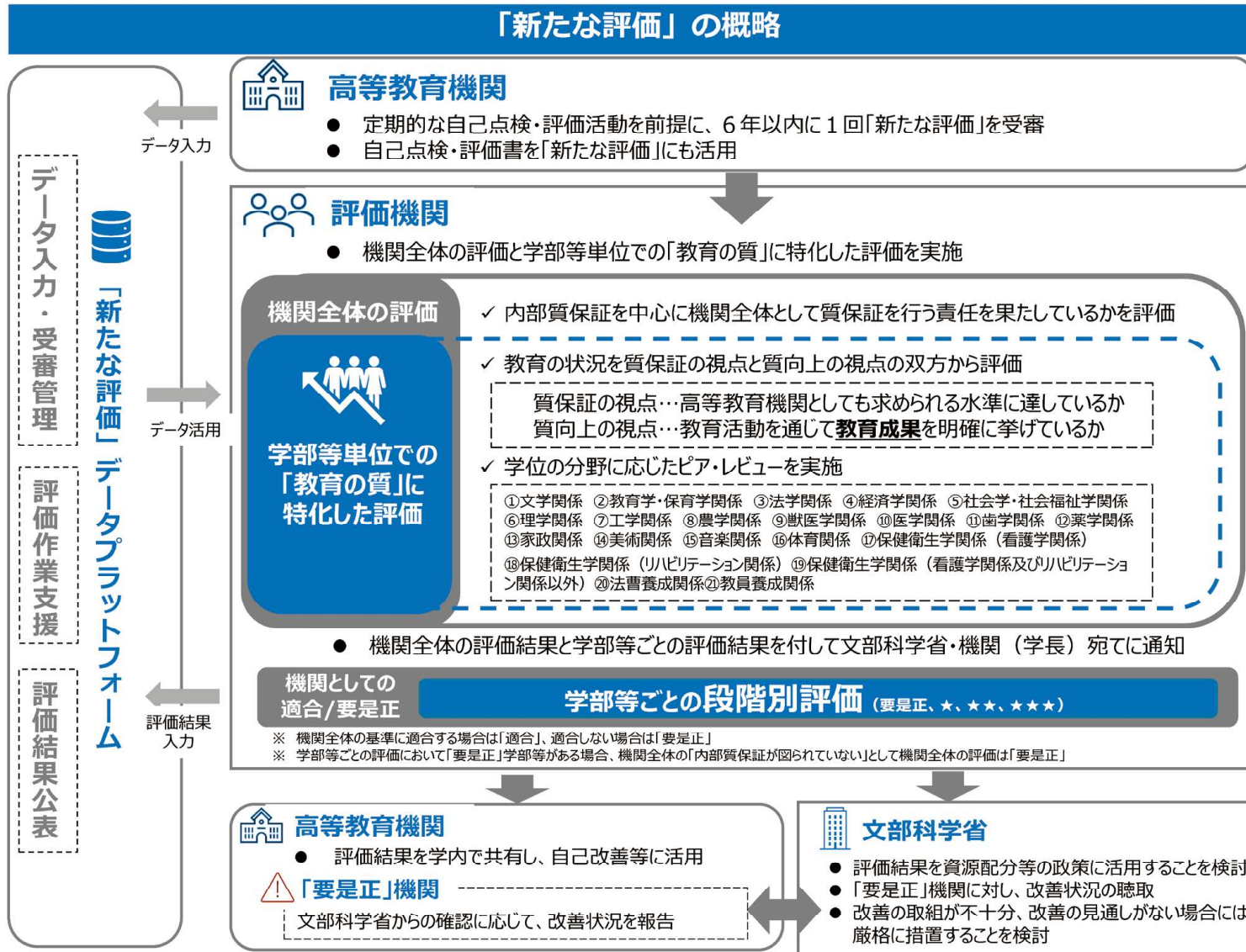
4段階 段階別評価	
3つ星 (★★★)	学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が挙げられている学部等
2つ星 (★★)	学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が期待される学部等
1つ星 (★)	高等教育機関として求められている水準に達している学部等
要是正	高等教育機関として求められている水準に達していない学部等

「中教審の『知の総和』答申を受けて認証評価を見直す意義は大きく2つあると思っています。一つ目は、設置認可から認証評価までの流れの中で、日本における大学の質保証や質向上のシステムを構築すること。二つ目は、大きく変化する社会の中で果たす大学の役割の再認識ではないか。各大学が自らのミッションにあわせてDPP(ディプロマ・ポリシー)を見直し、そこに向けて教育を再点検しなければいい」と述べた。

議論のまとめでは、改革の方向性として、①学修者本位の教育を引き出す評価制度の構築②社会に開かれた高等教育機関の質保証及び質向上の実現③持続的かつ効果的な評価の実現——を挙げた。新たな評価制度の基本的な枠組みは次のようになる。まず、評価対象については、質保証の責任は一義的に大学にあることから、高等教育機関全体として質保証の責任を果たしているかどうか、引き続き大学を対象として評価する。一方で、学修者本位の観点に基づき、より学修者に近い「学部等」を切り口として、高等教育機関における教育活動を評価する。

評価の視点(何を評価するか)では、「法令等で求められている水準に達しているか」(質保証の視点)、「学生一人一人の能力を最大限高めるために教育水準を向上させ、教育成果を明確に挙げているか」(質向上の視点)など、2つの視点を示した上で、7つの評価基準、15の評価項目にそって水準に達しているか厳格に判断するとした。

評価にあたっては(評価手続き)、4段階の段階別評価を導入。最も高い評価である「3つ星」から順に「2つ星」「1つ星」「要是正」とし、質保証の視点で評価基準に達していなければ「要是正」となる。文科省は、高く評価された学部等に対してはインセンティブを検討する一方、「要是正」機関に



対しては、改善状況を聴取し、改善の見通しがない場合は厳しい措置を講ずる考えだ。評価のサイクルについては、他の評価とのバランスを踏まえ「6年を前提」とした。また、効果的な評価を実施するため、大学改革支援・学位授与機構に「データプラットフォーム」を設置。AIを活用するなどして、評価者の負担軽減を図る。

評価の主体(誰が評価するのか)については、今後、学部等の「教育の質」を評価することとなるので、同じ学位の分野単位の大学

教員によるピア・レビューを基本とし、学位の分野を踏まえて実施できるように体制を整えた評価機関が実施するとした。

文科省によると、現在の大学学部数は計2640。これを6年ですべて評価することになれば、年間400以上を見ていくこととなる。この日の部会では、委員から、評価者のあるものとするよう求める意見が出た。

文科省は今後、学校教育法を改正し、2030年にも新制度での評価開始を目指す。